

法律知識

No.78

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平
介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

Q

うちの地域では、人口が急減してしまい働き手がないことから、海外の人たちが働いてくれていて、すごく助かっています。ただ、不法就労のニュースを目にして、不法就労が発生しないようにしっかりとできているのか気になっています。日本で働くことができる外国人と働いてはいけない外国人の違いを教えてください。



A

外国人が日本に滞在するための在留資格には様々なものがありますが、在留資格によって、就労できる範囲に違いが生じます。

定住者、日本人の配偶者、永住者などの在留資格で日本に滞在している外国人には、就労に制限が無く、どのような分野でも就労できます。定住者などであるかどうかは、外国人登録証明書で確認ができます。

技術、人文知識・国際業務、興行、技能、技能実習などの在留資格で滞在している外国人は、在留資格に基づく就労活動が認められます。就労資格証明書などで確認できます。

短期滞在、留学、文化活動などの在留資格で滞在している外国人は、原則として、就労することが認められていません。ただし、留学などの在留資格については、資格外活動の許可を受ければ、1週間28時間以内などの条件で就労できます。資格外活動許可書などで確認ができます。

出入国管理および難民認定法は、就労資格の無い外国人を就労させることについて刑事罰を科してします。不法就労させる罪は、就労資格が無いことを知らない場合でも、成立すると定められています。外国人を就労させる場合、必ず、外国人登録証明書などの原本を確認して、就労させられるか確認するようにしてください。

各出張所で法律相談会を
開催しています
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 8月7日(月)、9月4日(月)
- いわき出張所 8月8日(火)、8月22日(火)
9月12日(火)、9月26日(火)
- 二本松出張所 8月15日(火)、9月19日(火)

ここからは広告です。